

規 則

在宅勤務等手当に関する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一―一二

在宅勤務等手当に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。)第十一条の二の規定に基づき、在宅勤務等手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(在宅勤務等の場所)

第二条 条例第十一条の二第一項の委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は二親等内の親族の住居
- 二 宿泊施設の客室(職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)
- 三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)が認めるもの

(正規の勤務時間から除かれる時間)

第三条 条例第十一条の二第一項の委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- 一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第七条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間又は同条例第八条第一項に規定する職員の休日(同条例第九条第一項の規定により代休日を指定されて、当該職員の休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合にあっては、当該職員の休日に代わる代休日)に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

- 二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

(在宅勤務等手当の額)

第四条 条例第十一条の二第二項の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月の初日において、その月に十日を超えて条例第十一条の二第一項の規定による勤務(以下「在宅勤務等」という。)をすることが見込まれる職員 三千

円

二 前号に掲げる職員以外の職員 一の月の在宅勤務等をした日数に百四十円を乗じて得た額（その額が三千円を超えるときは、三千円）

（計画等の提出）

第五条 前条第一号の規定により在宅勤務等手当の支給を受ける職員は、任命権者が定めるところにより、一の月のその在宅勤務等の実施に関する計画等の作成及び提出をしなければならない。

（確認）

第六条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務等をする場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他条例第十一条の二第一項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等をする場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給日等）

第七条 在宅勤務等手当は、第四条第一号の職員には、給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇）第二条の給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に、第四条第二号の職員には、一の月の分を翌月の支給日に支給する。

2 職員が在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した場合における当該在宅勤務等手当は、第四条第一号の職員には、その際支給し、第四条第二号の職員には、その際支給することができるものとする。

3 職員が任命権者を異にして異動した場合におけるその在宅勤務等手当の支給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第四条第一号に規定する職員 異動した日の属する月の分はその月の初日に職員が所属する任命権者において支給するものとする。ただし、当該職員の異動がその月の給料の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

二 第四条第二号に規定する職員 当該職員が異動した日までの分をその際支給することができるものとする。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。